

(様式中の「発行責任者」及び「担当者」欄への記入(≠自署)を条件に、押印省略を可とします。)

なお、上記様式の取り扱いにあたっては、以下を基本とします。

- a. 「見積者本人=発行責任者」の場合(又は「見積者本人=担当者」の場合)は、「発行責任者」(又は「担当者」)記載部分下の「同上チェック欄」にチェックを入れ、「発行責任者」(又は「担当者」)欄への記入は不要とします。
(見積者欄が記名・署名の別に関わらず、左記のとおりとします。)
- b. 電子データで提出される場合のファイル形式は、PDF の他、Word、Excel 等、市役所内で保有する業務アプリケーションに対応するものであれば、形式は問わないものとします。